

前橋市緑の基本計画改定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

前橋市緑の基本計画改定支援業務の企画提案を募集します。

業務の目的を達成するうえで有効な提案を募り、最良な提案を選定するため、プロポーザルの実施に必要な事項を定めます。

1 業務の趣旨・目的

本業務は、現行の「前橋市緑の基本計画」の計画期間満了を見据え、都市緑地法に基づく「前橋市緑の基本計画」を改定するために必要な調査、分析、評価及び計画立案を行うことを目的とします。

改定に当たっては、本市の緑を取り巻く現状及び課題を把握するとともに、人口減少・少子高齢化の進展、気候変動への対応、生物多様性の保全、脱炭素社会の実現などの社会情勢の変化を踏まえ、本市における緑の将来像、施策の方向性及び推進方策の検討を行うこととします。

本市が保有する公園ストックについては、将来にわたり持続可能な公園のあり方を検討するため、現状、利用特性及び課題を把握・分析するとともに、人口構造や利用ニーズの変化等を踏まえ、集約、機能分担、機能転換等を含む公園ストック再編の考え方を整理し、今後策定を予定する公園ストック再編計画の検討に資する基本方針及び方向性を示すことを重要な視点とします。

これらを踏まえ、ウェルビーイングの向上及び持続可能な緑の保全・創出を基本的な視点とし、市民・事業者・関係団体等との協働による緑のまちづくりの推進を図るための計画を策定するものとします。

2 業務の内容・概要

- (1) 業務名 前橋市緑の基本計画改定支援業務
- (2) 業務内容 業務内容の詳細は、別紙仕様書を参照ください。

3 予算額

1年目 10,800,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2年目 12,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

を予算の上限額とします。

本業務は、令和8年度9月補正予算及び債務負担行為の議決を前提として実施するものです。当該議案が前橋市議会において可決された場合に契約を締結するものとし、議決が得られなかった場合は、本プロポーザルを中止し、契約を締結しません。なお、この場合において参加者に生じた損害について、本市は一切の責任を負いません。

なお、本業務は債務負担行為に基づく2か年契約を予定していますが、各年度の支払額は上記の年度別上限額を超えないものとし、支払いは年度ごとに行います。

4 契約期間・履行期間

契約締結日（令和8年10月下旬見込み）から令和10年3月23日まで

5 応募資格

次に掲げる条件をすべて満たし、業務を安定的・円滑に実施できることとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定による本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 本市の令和8・9年度の物品・役務等業務競争入札参加資格審査申請を行い、資格の認定を受けており、かつ、当該認定を受けた営業品目に「大分類：検査・分析・調査」が含まれていること。
- (4) 前橋市暴力団排除条例（平成23年前橋市条例第38号）に規定する暴力団員等（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号の規定に該当する者を除く。）でないこと。
- (5) 企画提案募集に係る公告の日から受託者候補の特定の日までの期間に、前橋市物品の製造等業者指名停止措置要綱第2条又は前橋市建設工事等暴力団排除対策措置要綱第2条の規定による指名停止期間中の者ではないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（会社更生法第199条第1項の規定による更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の規定による再生計画の認可がされている者を除く。）でないこと。
- (7) 本契約に係る業務の履行に際し、配置技術者として自社の社員（応募申請の日時点で3か月以上の雇用関係があるもの）で以下の要件を満たす技術者の配置ができること。
なお、主任技術者と照査技術者の兼任は認めない。

ア 主任技術者

主任技術者は、技術士（建設部門（都市及び地方計画））の資格を有する者とし、平成28年4月1日以降に完了した地方公共団体発注の緑の基本計画の策定又は改定業務において、主任技術者又は照査技術者として従事した実績を有する者を配置すること。

イ 照査技術者

照査技術者は、技術士（建設部門（都市及び地方計画））の資格を有する者とし、平成28年4月1日以降に完了した地方公共団体発注の緑の基本計画の策定又は改定業務において、主任技術者又は照査技術者として従事した実績を有する者を配置すること。

ウ 実施体制

緑被率算定、公園利用実態調査、人流データ分析、市民アンケート調査及びワークショップ運営等の実績を有する技術者を配置し、適切な実施体制を構築するものとする。

- (8) 平成28年4月1日以降に完了した地方公共団体発注の緑の基本計画策定又は改定業務の履行実績を有すること。

6 スケジュール

プロポーザル公告日	令和8年8月28日（金）
プロポーザル実施要領・仕様書の公表	令和8年8月28日（金）
質問受付期間	令和8年8月28日（金） ～令和8年9月10日（木）
質問書への回答期限	令和8年9月16日（水）
提出書類受付期限	令和8年9月25日（金）必着
審査実施の通知	令和8年9月30日（水）予定
審査	令和8年10月7日（水）予定
審査結果通知書の発送	令和8年10月15日（木）予定
契約締結、業務開始	令和8年10月下旬見込み
※提出書類受付期限までに応募資格を満たしていない場合は失格とします。	
※応募者多数の場合は、書類審査による一次審査を実施する場合があります。	

7 質問受付及び回答

質問受付期間	令和8年8月28日（金）から令和8年9月10日（木）まで
質問様式	別紙質問書様式（様式6）
提出方法	電子メールで提出してください。 電子メールアドレス： kouenryokuti@city.maebashi.gunma.jp
回答方法	令和8年9月16日（水）までに（応募のあった事業者すべてにメールで回答するとともに、）前橋市ホームページに掲載します。
留意事項	・電子メールのタイトルは「前橋市緑の基本計画改定支援業務に関する質問（事業者名）」としてください。 ・電子メール送信後、速やかに公園緑地課緑化政策係まで電話連絡（027-898-6842）し、着信確認をしてください。 ・定められた様式以外での質問は行わないでください。 ・電子メール以外での質問は行わないでください。 ・説明会は実施しません。

8 応募の手続き等

「5 応募資格」をすべて満たすもので本プロポーザルに応募するものは、次のとおり応募申請書（その他提出書類）及び企画提案書を提出してください。

（1）応募申込書について

ア 受付期間	令和8年8月28日（金）から 令和8年9月25日（金）午後5時まで（必着）
イ 提出先	〒371-8601 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号 前橋市建設部公園緑地課緑化政策係（担当：藤生、酒井）
ウ 提出方法	持参又は郵送（一般書留・簡易書留）による
エ 提出書類	
①応募申請書（様式1）	1部
②業務実施体制申告書（様式2）	10部

③緑の基本計画策定（改定）業務の受託実績確認書類 10部
（契約書の写し又はTECRIS登録内容確認書等、履行実績を確認できる書類）

④主任技術者及び照査技術者経歴書（様式3） 10部
雇用関係確認書類、資格証明書を含む

⑤見積書（様式4） 10部
内訳明細書（様式自由）を添付すること

⑥誓約書（様式5） 10部

※本市が審査及び選考上必要と認める場合は、上記提出書類の他に、追加書類の提出を求める場合があります。

（2）企画提案書について

ア 受付期間 令和8年8月28日（金）から
令和8年9月25日（金）午後5時まで（必着）

イ 提出方法 持参又は郵送（一般書留・簡易書留）による

ウ 企画提案書 10部

※表紙に「事業者名」が分かるように記載すること

※企画提案書は表紙を除いて20頁を上限とすること

※企画提案には、以下の項目を必ず含めること

①事業実績（法人としてのもの）

・緑の基本計画の計画策定業務（改定業務を含む）受託実績

※平成28年4月1日以降に完成した業務

・公園ストック再編に関連する業務の受託実績

②業務実施方針

③配置予定技術者の業務実績

主任技術者、照査技術者、担当技術者（全員分）について

※5応募資格（7）に記載の業務実績を含む

④業務フロー

⑤工程計画

⑥提案内容

a. 公園ストック再編を見据えた市民意向把握（ワークショップ）の手法について

公園ストック再編に対する市民ニーズや利用意向等を把握するための調査手法について提案すること。

b. 公園ストック再編を見据えた公園利用実態調査の方法論について

公園の利用状況、利用属性、利用目的等を把握するための調査手法について提案すること。

c. 公園ストック再編を見据えた分析手法

現況把握、市民意向調査及び利用実態調査等の結果を踏まえ、公園ストックの現状、利用特性及び市民ニーズを把握・分析するとともに、将来的な公園

ストック再編の検討に資する評価・分析手法について提案すること。

d. 公園ストック再編を見据えた課題整理及び方向性検討手法

現況把握及び分析結果を踏まえ、公園ストックの集約、機能分担、機能転換等の観点から課題を整理し、緑の基本計画に位置付ける公園ストック再編の基本方針及び将来的な公園ストック再編計画につながる方向性を検討する手法について提案すること。

※提案内容の様式は自由とする。ただし、サイズはA4版の両面印刷で作成し、やむを得ずA3版を使用する場合には片面印刷でA4サイズに折込をすること。

ただし、提出書類一覧の他に、審査、選考上、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

(3) 提出書類の取り扱い

ア 記載内容の変更等の禁止

提出された書類は、これを書き換え、差し替え、又は撤回することはできません。

イ 提出書類の返却

提出された書類はお返しできませんのでご了承ください。

ウ 費用について

応募申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。

エ 公表について

選定に係る公表等を行う場合に、応募書類の内容の全部又は一部を使用する場合があります。

オ 資料の取扱い

市が提供する資料は、応募にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

9 審査

提出された書類及び企画提案に関するプレゼンテーション・ヒアリングによる審査委員会を実施し、その結果、最も優れた企画提案を行った事業者を契約の優先交渉者として決定し、交渉を行います。

(1) 選定審査委員会の実施

プレゼンテーションは企画提案書に記載された内容に基づいて行うものとし、提出書類、企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリング（質疑応答）の内容を総合的に審査し、優先交渉者を選定します。

日 時 令和8年10月7日（水）予定

時間及び場所は該当者に個別に通知します。

審査会場は上限3名まで入室可能（予定）

提案時間は説明20分以内、質疑10分とします。

※応募多数の場合は説明・質疑時間を短縮する場合があります。

（詳細は後日送付する審査実施通知書に記載）

（２）選定審査委員会

選定に当たっては、外部委員等で構成する選定審査委員会を設置し、委員会が次の選定基準に基づいて申請者の評価をした後、委員会の審査の結果・意見を踏まえて、優先交渉者を選定します。

（３）審査項目

- ① 事業実績（法人としてのもの）
- ② 業務理解度
- ③ 配置予定技術者
- ④ 業務実施体制及び業務フロー
- ⑤ 工程計画
- ⑥ 価格
- ⑦ 提案内容
 - a. 公園ストック再編を見据えた市民意向把握（ワークショップ）の手法について
 - b. 公園ストック再編を見据えた公園利用実態調査の方法論について
 - c. 公園ストック再編を見据えた分析手法
 - d. 公園ストック再編を見据えた課題整理及び方向性検討手法
- ⑧ 企画提案書に基づいたプレゼンテーション及びヒアリング

（４）審査基準

審査項目		配点	内訳	審査の視点
①	事業実績	10	10	・平成 28 年 4 月 1 日以降に完了した地方公共団体発注の緑の基本計画策定又は改定業務の実績を有しているか ・公園ストック再編に関連する業務実績を有しているか ・本業務を遂行するための知見・ノウハウが期待できるか
②	業務理解度	10	10	・本業務の目的及び趣旨を理解しているか。 ・本業務で求められる調査、分析及び課題整理の重要性を理解しているか。 ・業務実施に当たっての着眼点及び考え方が妥当であるか。 ・社会情勢の変化や緑行政の動向を踏まえた認識が示されているか。
③	配置予定技術者	10	10	・主任技術者及び照査技術者が業務要件を満たしているか ・緑の基本計画策定又は改定業務の実績が豊富か ・主任技術者が本業務を統括する能力を有しているか ・技術者全体として本業務に必要な専門性を有しているか
④	業務実施	10	10	・主任技術者を中心とした実施体制が明確か

	体制及び 業務フロー			・業務ごとの役割分担が適切か ・技術者が適正に配置されているか ・発注者との協議・調整体制が確保されているか ・業務フローに実現性及び効率性があるか
⑤	工程計画	5	5	・業務工程が具体的か ・スケジュールに無理がないか
⑥	価格	5	5	・提案見積額 $\text{価格点} = 5 \times (\text{最低見積価格} \div \text{提案見積価格})$ ※小数点以下切り捨て
⑦	提案内容	45	10	a. 公園ストック再編を見据えた市民意向把握（ワークショップ）の手法について ・公園ストック再編に関する市民の意見やニーズを効果的に把握できるか ・多様な市民層の意見を把握できる工夫があるか ・参加者が意見を出しやすい運営手法となっているか ・ワークショップの結果を分析及び方向性検討につなげられるか
			5	b. 公園ストック再編を見据えた公園利用実態調査の方法論について ・現地カウント調査及び人流データ分析の組み合わせによる調査手法が具体的かつ有効であるか ・利用目的や利用者特性を的確に把握できるか ・公園ストック再編の検討に活用可能な調査結果が得られる手法となっているか
			15	c. 公園ストック再編を見据えた分析手法 ・現況把握、市民意向調査及び利用実態調査等の結果を関連付け、総合的に分析できるか。 ・公園ストックの現状、利用特性及び市民ニーズを客観的かつ効果的に把握できる分析手法となっているか。 ・公園ストック再編の検討に活用可能な分析成果が期待できるか。
			15	d. 公園ストック再編を見据えた課題整理及び方向性検討手法 ・分析結果を踏まえた課題整理手法が明確か ・課題の優先順位や整理方法が妥当か ・緑の基本計画に位置付ける施策の方向性を導き出せるか ・将来の公園ストック再編計画の検討につながる提案となっているか

⑧	プレゼン テーショ ン及びヒ アリング	5	5	・説明が分かりやすく論理的か ・質疑応答が的確であるか
---	------------------------------	---	---	--

なお、次に該当する応募は失格とします。

- ・資格要件を欠くもの
- ・提出書類に虚偽の記載があったもの
- ・提案見積金額が要領3に記載の予算上限額を超える場合
- ・提出書類等の提出期間を過ぎて提出したもの
- ・複数の申請を行い又は複数の事業計画書を提出したもの
- ・本実施要領（仕様書及びこれに付属する書類を含む）に記載された条件に適合しない場合
- ・その他選定に係る不正行為があったもの

（５）契約候補者の決定方法

- ア 提出書類、企画提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリング（質疑応答）を総合的に審査し、総合得点が最も高い者を契約候補者（優先交渉者）として選定する。
- イ 契約候補者となることができる最低基準は、審査委員の評価点を集計した結果の得点率が60%以上であることとする。
- ウ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準を満たさなかった場合は、契約候補者として選定しない。

（６）選定結果の通知及び公表

選定結果は、すべての提案者に文書により通知するとともに、前橋市ホームページにおいて公表します。審査結果発送及びホームページの公表は令和8年10月15日（木）を予定しています。

（７）その他留意事項

- ア 応募団体に関する実地調査
選定審査委員会が必要と認める場合は、応募者が運営する事業等の実地調査を行うことがあります。
- イ 選定審査委員との接触
応募者及びその関係者が、審査に関して選定審査委員会の委員と接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合は失格となる場合があります。
- ウ 審査内容及び結果についての質問等は受け付けません。また、審査結果に関しての異議申し立ては受け付けません。
- エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合には、選定委員会の前日の正午（午後0時）までに、辞退届（様式7）を前橋市建設部公園緑地課に持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）により提出すること。

10 契約

- （１）企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び金額は

前橋市との交渉により、決定します。

- (2) 優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次順位者と交渉する場合があります。
- (3) 業務により作成された成果品に関するすべての権利は前橋市に帰属します。
- (4) 契約保証金 有り（別紙「契約保証金の納付について」を参照してください。

11 別添資料等

- (1) 前橋市緑の基本計画改定支援業務仕様書（案）
- (2) 応募申請書（様式1）
- (3) 業務実施体制申告書（様式2）
- (4) 主任技術者及び照査技術者履歴書（様式3）
- (5) 見積書（様式4）
- (6) 誓約書（様式5）
- (7) 質問票（様式6）
- (8) 辞退届（様式7）
- (9) 前橋市緑の基本計画改定支援業務委託事業者選定審査委員会設置要綱
- (10) 前橋市緑の基本計画改定支援業務委託事業者選定審査要領
- (11) 契約保証金の納付について

12 提出先・問い合わせ先

〒371-8601

群馬県前橋市大手町二丁目12-1

前橋市 建設部 公園緑地課 緑化政策係

担当 藤生・酒井

電話番号 027-898-6842

FAX 027-243-3512

Email: kouenryokuti@city.maebashi.gunma.jp